

令和4年4月1日

学生各位

学生総合支援機構

課外活動における新入生勧誘活動について（通知）

4月から三重大生となる新入生に向けて新歓活動が活発に行われる時期となりました。

しかしながら、依然として猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への感染防止対策として、本学公認のクラブ・サークル代表者には本日付けで「新年度（2022年度）における課外活動について（通知）」をお知らせし、以下のとおり厳しい制約の中で創意工夫を図り、新歓活動を行っていただくよう強く要望しているところです。

1. 新歓の活動は正課の前期講義の開講日（4月11日（月））の前日までは、全てオンラインにて行う。
2. 開講日（4月11日（月））以降は、新入生の活動参加および課外活動の見学を可とする。（新入生へ感染防止対策の指導を必ず行うこと）
3. 対面での勧誘は感染対策を十分とったうえで行うこと。ただし、ビラの配付は行わない。
4. 新歓企画として飲食を伴うものは行わないなど、「新型コロナウイルス感染症対策：課外活動団体としての活動条件《ガイドライン》」を遵守すること。

一方で、SNS等を通じて三重大学を名乗る非公認の団体が、新入生に向けて対面活動への参加や飲食を伴うイベントの開催を呼びかけるなどの行為が、見受けられます。

本学では、三重大学学生共通細則第15条において、学生が団体を組織しようとする時は届出をすることを定めており、届出のない**非公認団体の勧誘活動及び三重大学を名乗っての活動について、許可しておりません**。また、非公認団体であっても、上記の方針に従わず活動していることが発覚した場合、所属する学部・学科において厳しい処分が行われる可能性があります。

制約が多い中での活動となりますが、在学生・新入生共に安心・安全に課外活動が行われるようにご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。